

# ☆ 中学生の入院医療費の助成制度が始まります ☆

現在、長崎市では「子ども福祉医療助成制度」として、小学生までの児童に対して医療費の助成をおこなっていますが、平成29年10月以降の受診分から、入院にかかる医療費について、対象を中学生まで拡大します。（通院の場合は対象となりません。）

## 【対象者拡大にかかる変更点】

区分	現行（変更前） ～平成29年9月30日まで	変更後 平成29年10月1日～
対象者	長崎市在住の小学校卒業までの児童 （12歳到達後の最初の3月31日受診分まで） ※生活保護受給者は対象外	<b>【通院】</b> 長崎市在住の小学校卒業までの児童 （12歳到達後の最初の3月31日受診分まで） <b>【入院】</b> 長崎市在住の <b>中学校卒業まで</b> の児童 （15歳到達後の最初の3月31日受診分まで） ※生活保護受給者は対象外
保護者負担	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 （調剤薬局は保護者負担なし）	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 （調剤薬局は保護者負担なし）
支給方法	乳幼児：現物給付（長崎県内） 小学生：現物給付（長崎市内） ※それ以外は償還払い	乳幼児：現物給付（長崎県内） 小・ <b>中学生</b> ：現物給付（長崎市内） ※それ以外は償還払い

## 中学生のお子様が助成を受けるには

現在、申請を受け付けていますので、申請がまだお済みではない方は、子育て支援課（市役所別館1階）、支所、行政センターの窓口にてお手続きください。

●必要書類：お子様の健康保険証・保護者名義の通帳またはキャッシュカード・認印

中学生用の受給者証は、平成29年9月末以降、順次発送します。

※ 中学生のお子様については、重度心身障害者福祉医療（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2）・ひとり親家庭福祉医療の資格をお持ちの場合は、平成29年10月以降もこれまでと同じ制度を受けることができますので、子ども福祉医療のお手続きは不要です。

⇒重度心身障害者福祉医療（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2）・ひとり親家庭福祉医療の資格を喪失された際には、その時点で子ども福祉医療の新規申請が必要です。

※ 現在、小学生以下のお子様で、既に子ども福祉医療の資格をお持ちの場合は、小学校卒業の3月末に中学生用の受給者証をお送りします。（手続き不要）

⇒小学生以下のお子様で、現在、子ども福祉医療の受給者証をお持ちでない場合は、お早目に新規申請をしてください。

## 助成内容（範囲）

**中学生については、平成29年4月時点で中学1～3年生の児童の、平成29年10月1日以降の入院にかかる医療費が対象です。**

**通院にかかる医療費や、平成29年9月30日までの入院にかかる医療費は対象外ですのでご了承ください。**

1. 福祉医療費は、医療保険に加入している方の保険診療による「患者の一部負担金」を対象に助成します。
  - ・保険の適用を受けない診療や入院時の食事代・生活療養費（共に患者負担分）については、助成の対象外です。（例：健康診断、予防接種、差額ベッド代、病衣代、薬の容器代、文書料等）
  - ・他の公費負担制度等が受けられる場合は、そちらの制度が優先されます。（例：育成医療、特定疾患治療など）
2. 福祉医療費には、自己負担額があります。
  - ・ひとつの医療機関等ごとに、1日800円、ひと月1,600円が自己負担額の上限となり、それを超える金額について助成されます。
  - ・ただし、処方箋により保険薬局で調剤を受けた分は、全額助成されます。
3. 加入している医療保険等から高額療養費として払い戻しを受けられる場合や家族療養附加給付金等の助成制度がある場合は、その制度が優先されます。

## 助成方法

**\*福祉医療費の助成方法は、次の二種類があります。**

- ①現物給付：医療機関等の窓口で、健康保険証と福祉医療費受給者証を提示することで、子ども福祉医療費の自己負担額の範囲内の支払いで受診できます。
- ②償還払い：医療機関等の窓口で、一部負担金（医療費の2割または3割）を、一旦お支払いいただき、後日、長崎市に支給申請書を提出していただくと、福祉医療費の自己負担額を超える金額が口座振込により払い戻されます。

※受給者証が届く前に受診した分の医療費も、受給者証の有効期間内のものであれば、後日償還払いにて助成されます。

## 注意事項

- 住所・健康保険証・振込先等に変更があった場合は、その都度変更のお手続きが必要です。
- 市外転出や生活保護受給開始など、資格喪失事由の発生時は、速やかに喪失届のお手続きを行い、受給者証を返却してください。

◇ お問い合わせ先 ◇  
長崎市役所 こども部  
子育て支援課 育成係「福祉医療担当」  
(直通) 095-829-1270